

認知機能検査で

認知症のおそれ有となった方

STEP

01

栃木県公安委員会から「診断書提出命令書」等が届きます

診断書の様式等が配達証明郵便等で届きます。

※診断書提出命令等が届いた後に運転免許証の自主返納をすることは可能です。ご家族の方等とご相談ください。

02

医師の診断を受けましょう

かかりつけの医師、または認知症かどうか判断できる医師の診察を受けて、診断書の記載をしてもらいましょう。診察の可否を事前に問い合わせることをお勧めします。

03

診断書を運転免許センターに送付してください

医師の診断結果が記載された診断書を、免許センターに送付(または持参)してください。

04

運転免許センターから電話等で連絡があります

返送された診断書を運転免許センターで受理、内容確認後、運転免許継続の可否について連絡があります。

対応は下記のとおりです。

医師の診断の結果

「 認知症 」 と診断された場合等	「 認知症でない 」 と診断された場合
免許の継続不可 ※診断書の内容によっては 行政処分の対象となります	高齢者講習等を受講した後 免許更新が可能です

運転免許の返納をお考えの方

運転免許証を自ら返納された方は、身分証明書として使用できる

「運転経歴証明書」(有料)を申請することができます

運転免許センター(0289-76-0110)またはお近くの警察署にご相談ください